

議案第6号

札幌市税条例の一部を改正する条例案

平成29年（2017年）5月30日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例の一部を改正する条例

（札幌市税条例の一部改正）

第1条 札幌市税条例（昭和25年条例第44号）の一部を次のように改正する。

(1) 第28条第4項中「第30条第1項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定配当等申告書（）に、「もの及びその時までに提出された第30条の2第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとときは、この限りでない。

(1) 第30条第1項の規定による申告書

(2) 第30条の2第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

(2) 第28条第6項中「第30条第1項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）に、「もの及びその時までに提出された第30条の2第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるとときは、この限りでない。

- (1) 第30条第1項の規定による申告書
- (2) 第30条の2第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
- (3) 第28条の3中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第1号ウ中「すべて」を「全て」に改め、同条第5号中「応じ」を「応じ、」に改め、同号ア(ア)a及び(イ)a、イ(ア)並びにウ(ア)a及び(イ)a中「同年」を「前年」に改め、同条第12号及び第13号を次のように改める。

(12) 配偶者控除額

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合
33万円（控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。以下この号及び第28条の6第1号アにおいて同じ。）である場合には、38万円）
- イ 納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合 22万円（控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、26万円）
- ウ 納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合 11万円（控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、13万円）

(13) 配偶者特別控除額

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合
配偶者（前年の合計所得金額が123万円以下である者（控除対象配偶者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の次に掲げる

区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 前年の合計所得金額が 90 万円以下である配偶者 33 万円
 - (イ) 前年の合計所得金額が 90 万円を超える 120 万円以下である配偶者 38 万円から当該配偶者の前年の合計所得金額のうち 83 万円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が 5 万円の整数倍の金額から 3 万円を控除した金額でないときは、5 万円の整数倍の金額から 3 万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額
 - (ウ) 前年の合計所得金額が 120 万円を超える配偶者 3 万円
- イ 納税義務者の前年の合計所得金額が 900 万円を超える 950 万円以下である場合 ア(ア)から(ウ)までに掲げる配偶者の区分に応じ、それぞれア(ア)から(ウ)までに定める金額の 3 分の 2 に相当する金額（当該金額に 1 万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）
- ウ 納税義務者の前年の合計所得金額が 950 万円を超える 1,000 万円以下である場合 ア(ア)から(ウ)までに掲げる配偶者の区分に応じ、それぞれア(ア)から(ウ)までに定める金額の 3 分の 1 に相当する金額（当該金額に 1 万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）
- (4) 第 28 条の 4 第 1 項中「100 分の 6」を「100 分の 8」に改める。
 - (5) 第 28 条の 5 第 1 項中「及び第 2 項」を「、第 2 項、第 5 項、第 7 項、第 9 項、第 11 項及び第 13 項」に改め、同条第 3 項中「によって」を「により」に改める。
 - (6) 第 28 条の 6 第 1 号中「100 分の 3」を「100 分の 4」に改め、同号ア中「においては」を「には」に改め、同条第 2 号中「100 分の 3」を「100 分の 4」に改め、同号ア中「においては」を「には」に改める。
 - (7) 第 28 条の 7 第 1 項中「の 100 分の 6」を「の 100 分の 8」に、「にあつては、当該 100 分の 6」を「には、当該 100 分の 8」に、「その者」を「当該納税義務者」に改め、同条第 2 項中「5 分の 3」を「5 分の 4」に改める。

- (8) 第28条の9第1項中「第28条第4項の申告書」を「第28条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。
- (9) 第33条の5第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に改める。
- (10) 第42条中「第349条の3の3」を「第349条の3の4」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

- 第42条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

- (11) 第44条中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改める。
- (12) 第59条の2の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする」を加える。
- (13) 第60条の2の次に次の1条を加える。

(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等の申告)

- 第60条の3 法第352条の3の規定の適用を受けようとする者は、同条に規定する震災等により滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した日の属

する年の翌年（当該取得し、又は当該改築した日が1月1日である場合には、当該取得し、又は改築した日の属する年）の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第15条の4の2第2項に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 当該取得し、又は当該改築した家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 当該取得し、又は当該改築した家屋の取得又は改築年月日
 - (4) 滅失し、又は損壊した家屋の床面積
 - (5) 滅失し、又は損壊した家屋が共有物である場合には、当該家屋に係る各共有者の持分の割合
- (14) 第129条の次に次の1条を加える。

（震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等の申告）

第129条の2 第60条の3の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、同条中「第352条の3」とあるのは「第702条の4の2」と読み替えるものとする。

- (15) 附則第3条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。
- (16) 附則第4条の6第1項第2号ウ中「第10条の5の3」を「第10条の5の4」に改める。
- (17) 附則第4条の6第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改め、同条第2項第2号中「よつて」を「より」に改め、同条第4項中「平成31年」を「平成33年」に、「ときは、」を「場合における」に改める。
- (18) 附則第4条の7中「5分の3」を「5分の4」に改める。
- (19) 附則第5条の4第1項中「専有部分の」を「建物区分所有法第2条第3項に規定する専有部分（以下この条及び第5条の7において「専有部分」という。）の」に、「附則第5条の6第1項及び附則第5条の7第1項」を

「附則第5条の6第1項及び第5項並びに附則第5条の7第1項及び第9項」に改める。

(20)附則第5条の5第1項中「この条」の次に「並びに附則第5条の7第9項、第11項及び第12項」を加え、同条第3項に次の1号を加える。

(5)当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由

(21)附則第5条の6第1項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「においては」を「には」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅で法附則第15条の8第4項の政令で定めるものに対して課する固定資産税については、前条第2項又は前項若しくは第5項の規定の適用がある場合を除き、当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の8第4項の政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の同項の政令で定める貸家住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第4項の政令で定めるところにより算定した額とする。）の3分の2に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額する。

(22)附則第5条の6第4項中「令附則第12条第21項第2号」を「令附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 平成16年4月1日から平成31年3月31日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第117条第5号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第7号に

規定する防災施設建築物の一部が同法第2条第5号に規定する防災街区整備事業（同法第117条第3号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第205条第1項第3号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第2号に掲げる者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で法附則第15条の8第5項の政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で同項の政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに同項の政令で定めるところにより算定した額の合算額の3分の2に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で同項の政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに同項の政令で定めるところにより算定した額の合算額の3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で同項の政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに同項の政令で定めるところにより算定した額の合算額の3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額する。

- (23) 附則第5条の6第6項第2号中「令附則第12条第22項の規定により準用される」を「令附則第12条第24項において準用する」に改める。
- (24) 附則第5条の7第1項中「うち」を「うち、」に、「この項及び次項並びに次条」を「この条及び次条」に、「もので」を「ものであつて、」に改め、「については」の次に「、第9項、第11項又は第12項の規定の適用がある場合を除き」を加え、「完了した場合にあつては」を「完了した場合には」に、「第7条第2号又は第3号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であった場合にあつては」を「第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。）であった場合には」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「、第9項又は第11項」を加え、「場合にあつては」を「場合には」に改

め、同条第4項中「対して第1項」の次に「、第9項又は第12項」を加え、「法第352条第1項」を「法第352条第1項又は第2項」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第5項第4号中「第12条第28項」を「第12条第30項」に改め、同項第6号中「第12条第29項」を「第12条第31項」に改め、同条第6項中「この条」を「この項及び次項並びに第11項から第13項まで」に改め、「第1項」の次に「、第9項又は第11項」を加え、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第7項中「対して第1項」の次に「、第9項又は第12項」を加え、「法第352条第1項」を「法第352条第1項又は第2項」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第8項第5号中「第12条第36項」を「第12条第38項」に改め、同条に次の5項を加える。

9 昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に法附則第15条の9の2第1項の政令で定める耐震改修が行われたものであつて、認定長期優良住宅(同項の政令で定めるものに限る。以下この項から第12項までにおいて同じ。)に該当することになったもの(以下この項及び次項において「特定耐震基準適合住宅」という。)に対して課する固定資産税については、既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。)を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る特定耐震基準適合住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の9の2第1項の政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する特定耐震基準適合住宅その他の同項の政令で定める特定耐震基準適合住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の政令で定めるところにより算定した額とする。以下のこの項において「特例適用対象税額」という。)の3分の2に相当する額(当該特定耐震基準適

合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。）であった場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税については特例適用対象税額の3分の2に相当する額とし、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の翌年度分の固定資産税については特例適用対象税額の2分の1に相当する額とする。）を当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額する。

10 前項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法附則第15条の9の2第2項の総務省令で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該期間の経過後に申告書が提出された場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

11 平成20年1月1日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で法附則第15条の9の2第4項の政令で定めるものに限る。）のうち、特定居住用部分において平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われたものであつて、認定長期優良住宅に該当することとなつたもの（以下この項及び第13項において「特定熱損失防止改修住宅」という。）に対して課する固定資産税

については、第9項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該熱損失防止改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額（特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修住宅その他の法附則第15条の9の2第4項の政令で定める特定熱損失防止改修住宅にあっては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第4項の政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の2に相当する額を当該特定熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額から減額する。

1.2 平成20年1月1日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で法附則第15条の9の2第5項の政令で定めるもののうち、特定居住用部分において平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われたものであって、認定長期優良住宅に該当することとなつたもの（以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修住宅専有部分」という。）の区分所有者が当該特定熱損失防止改修住宅専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第9項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、法第352条第1項又は第2項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修住宅専有部分その他の法附則第15条の9の2第5項の政令で定める特定熱損失防止改修住宅専有部分にあっては、この項の規定の適用を受ける部分に係る額として同条第5項の政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の2に相当する額を法第352条第1項又は第2項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額する。

13 前2項の規定の適用を受けようとする者は、特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法附則第15条の9の2第6項の総務省令で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該期間の経過後に申告書が提出された場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日
 - (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
 - (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
- (25) 附則第5条の7の2第1項中「平成29年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第2項第5号中「施行規則附則第7条第11項」を「法施行規則附則第7条第14項」に改める。
- (26) 附則第6条第6号アの表(イ)の項中「当該年度の前年度分の固定資産税について法」を「平成28年度分の固定資産税について地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の法（以下「平成29年改正前の法」という。）」に改め、同号イの表(イ)の項中「当該年度の前年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項）」を「平成28年度分の固定資産税について平成29年改正前の法第349条の3（第19項）」に改める。
- (27) 附則第10条中「第15条の3」を「第15条の3の2」に、「第349条の3の3」を「第349条の3の4」に改める。

(28)附則第10条の2第6項中「第15条第33項第1号」を「第15条第32項第1号」に改め、同条第7項中「第15条第33項第2号」を「第15条第32項第2号」に改め、同条第8項中「第15条第36項」を「第15条第37項」に改め、同条第9項中「3分の2」を「5分の4」に改め、同条第10項中「第15条第40項」を「第15条第44項」に、「4分の3」を「3分の1」に改め、同条中第11項を削り、第12項を第11項とする。

(29)附則第14条の3第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合の軽自動車税に係る第71条の適用については平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合の軽自動車税に係る同条の適用については平成31年度分の軽自動車税に限り、同条第2号アの規定中第2項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合の軽自動車税に係る第71条の適用については平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合の軽自動車税に係る同条の適用については平成31年度分の軽自動車税に限り、同条第2号アの規定中第3項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合の軽自動車税に係る第71条の適用については平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平

成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合の軽自動車税に係る同条の適用については平成31年度分の軽自動車税に限り、同条第2号アの規定中第4項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(30)附則第15条を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第15条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第72条の3第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第73条及び第74条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とあるのは、「附則第15条第2項の規定の適用がある場合においては、同項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、納期限の延長があつた

ときは、その延長された納期限」とする。

(31)附則第15条の3第1項中「として」の次に「法附則第33条の2第5項の」を加え、「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第2項中「申告書を提出した場合」を「特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第28条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第28条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

(32)附則第15条の4第1項第1号中、「100分の7.2」を「100分の9.6」に改める。

(33)附則第16条第1項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

(34)附則第16条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同項第1号中「100分の2.4」を「100分の3.2」に改め、同項第2号ア中「48万円」を「64万円」に改め、同号イ中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「第34条の2第9項」を「第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

(35)附則第16条の3第1項第1号中「100分の2.4」を「100分の3.2」に改め、同項第2号ア中「144万円」を「192万円」に改め、同号イ中「100分の3」を「100分の4」に改める。

(36)附則第17条第1項中「100分の5.4」を「100分の7.2」に改め、同条第3項中「100分の5.4」を「100分の7.2」に、「100分の3」を「100分の4」に改める。

(37)附則第18条第1項、附則第18条の2第1項及び附則第18条の6第1項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

(38)附則第18条の8第1項及び第3項中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第4項中「申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに

限り、その時までに提出された第30条の2第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 第30条第1項の規定による申告書
 - (2) 第30条の2第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
- (39) 附則第18条の9第1項中「5分の3」を「5分の4」に、「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第3項中「5分の3」を「5分の4」に、「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第4項中「第30条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）を「特例適用配当等申告書（）に、「もの及びその時までに提出された第30条の2第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第30条第1項の規定による申告書
 - (2) 第30条の2第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
- (40) 附則第18条の9第6項中「第30条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出された

もの及びその時までに提出された第30条の2第1項の確定申告書を含む。)」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

第2条 札幌市税条例の一部を次のように改正する。

- (1) 第28条の5第2項中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。
- (2) 第28条の6第1号アの表(ア)の項及び(イ)の項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表(カ)の項中「5万円」の次に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超える場合に限る)」を、「10万円」の次に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超える場合に限る)」を加え、同表(キ)の項中「で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの」を削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る」に、「場合 5万円」を「場合 5万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超える場合に限る)」を、「3万円」の次に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超える場合に限る)」を加え、「1,000万円以下である場合に限る」を、「2万円」に改め、「3万円」の次に「(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超える場合に限る)」を加える。
- (3) 第69条第1項中「軽自動車税は」の次に「、三輪以上の軽自動車に対し当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって」を加え、「その所有者に」を「当該軽自動車等の所有者に種別割によって」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

- (4) 第69条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「よ

り軽自動車税」を「より種別割」に、「ものである場合においては」を「者である場合には」に、「その使用者に軽自動車税」を「当該軽自動車等の使用者に種別割」に、「ものに」を「軽自動車等に」に改める。

- (5) 第69条の2を第69条の3とし、第69条の次に次の1条を加える。
(軽自動車税のみなす課税)

第69条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）がその製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- (6) 第70条の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第70条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法第450条の総務省令で定めるところによ

り算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第70条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第70条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第70条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項の総務省令で定める様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項の総務省令で定める様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第70条の6 環境性能割の納税義務者が前条第1項の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の納期限は、納入通知書発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第70条の7 市長は、第75条第1項各号又は第75条の2第1項に規定する軽自動車等(三輪以上の軽自動車に限る。以下この条において同じ。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けようとする者は、第70条の5第1項に規定する期限の翌日から起算して2月を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、第75条の2第1項に規定する軽自動車等について前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しないものにあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 軽自動車等の種別、用途、車名及び型式
 - (3) 軽自動車等の取得年月日、取得価額及び登録番号
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- (7) 第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。
- (8) 第72条（見出しを含む。）、第72条の2（見出しを含む。）並びに第72条の3の見出し及び同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。
- (9) 第73条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第447条第1項」を「第463条の19第1項」に改め、同条第2項中「第447条第1項」を「第463条の19第1項」に改め、同条第3項中「第69条第2項」を「第69条の2第1項」に改める。
- (10) 第74条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第69条第2項」を「第69条の2第1項」に改める。
- (11) 第74条の2（見出しを含む。）、第75条の見出し並びに同条第1項及び第4項並びに第75条の2の見出し並びに同条第1項及び第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。
- (12) 第76条第2項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「第69条の2」を「第69条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。
- (13) 附則第4条の6の2第1項中「5分の3」を「5分の4」に、「100分

の3」を「100分の4」に、「58,500円」を「78,000円」に改め、同条第4項中「100分の3」を「100分の4」に、「100分の4.2」を「100分の5.6」に、「58,500円」を「78,000円」に、「81,900円」を「109,200円」に改める。

(14)附則第5条の2中「100分の11.9」を「100分の8.2」に改める。

(15)附則第5条の3第1項中「11.9分の2.2」を「8.2分の2.2」に改める。

(16)附則第10条の2中第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(17)附則第14条の3の見出し中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条を附則第14条の9とし、附則第14条の2の次に次の6条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、北海道が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第14条の4 市長は、当分の間、第70条の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第14条の5 市長は、当分の間、第70条の7の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能

割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第14条の6 第70条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「北海道知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第14条の7 市は、北海道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として北海道に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の8 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第70条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第70条の3第3号の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中札幌市税条例第28条の4第1項、第28条の6並びに第28条の7第1項及び第2項の改正規定並びに同条例附則第4条の6第1項第2号ウ、第4条の7、第15条の3第1項、第15条の4第1項第1号、第16条第1項、第16条の2第1項(第1号及び第2号に限る。)、第16条の3第1項第1号及び第2号、第17条第1項及び第3項、第18条第1項、第18条の2第1項、第18条の6第1項、第18条の8第1項及び第3項並びに第18条の9第1項及び第3項の改正規定並びに第2条中同条例附則第4条の6の2第1項及び第4項の改正規定並びに次条第2

項の規定 平成30年1月1日

- (2) 第1条中札幌市税条例第28条の3の改正規定及び同条例附則第3条の3第1項の改正規定並びに第2条中同条例第28条の6第1号アの改正規定並びに次条第3項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(前2号及び次号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条第4項、附則第5条第2項及び第3項の規定 平成31年10月1日
- (4) 第2条中札幌市税条例附則第10条の2第11項を第12項とし、第10項の次に1項を加える改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の札幌市税条例(以下「第1条の規定による改正後の新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 前条第2号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の札幌市税条例(以下「第2条の規定による改正後の新条例」という。)第28条の5第2項並びに附則第5条の2及び第5条の3第1項の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税

について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 第1条の規定による改正後の新条例第42条及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下「地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の新条例第42条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 第1条の規定による改正後の新条例第59条の2の2第1項の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税

について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 第2条の規定による改正後の新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 3 第2条の規定による改正後の新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 4 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを札幌市税条例第72条の3第1項の規定による納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この項において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と地方税法等改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(札幌市税条例第73条及び第74条の規定を除く。)を適用する。

- 5 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができな

い。

(札幌市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 札幌市税条例の一部を改正する条例（平成28年条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成29年4月1日」を「平成29年1月1日」に改める。

(理 由)

個人市民税について、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し並びに県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う指定都市への税源移譲に対応するための改正等を行うとともに、軽自動車税の環境性能割の導入に伴う所要の改正を行うほか、法人市民税法人税割の税率引下げ、企業主導型保育事業、事業所内保育事業等の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例割合を定める等のため、本案を提出する。